

香川県条例第57号

香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
 (香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 香川県水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年香川県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職手当) 第4条 略</p> <p>(単身赴任手当) 第7条の2 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当) 第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員(以下「管理職員」という。)で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務したものに対して支給する。</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、管理職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したものに対して管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p>	<p>(管理職手当) 第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するものについて支給する。</p> <p>(単身赴任手当) 第7条の2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち単身で生活することを常況とする職員(管理者が定める要件を備える職員に限る。)その他これに準ずる職員に対して支給する。</p> <p>(管理職員特別勤務手当) 第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務したものに対して支給する。</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p>

第22条 第9条から第11条まで及び第12条第1項の規定は、管理職員には適用しない。

2 第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

3 第5条、第6条、第6条の3、第7条の2及び第15条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

第22条 第9条から第11条まで及び第12条第1項の規定は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

2 第5条、第6条、第6条の3、第7条の2及び第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(管理職手当) 第4条 略	(管理職手当) 第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき病院事業の管理者(以下「管理者」という。)が指定するものについて支給する。
(単身赴任手当) 第10条 略	(単身赴任手当) 第10条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(管理者が定める要件を備える職員に限る。)その他これに準ずる職員に対して支給する。
(管理職員特別勤務手当) 第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員(以下「 <u>管理職員</u> 」という。)で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「 <u>週休日等</u> 」という。)に勤務したものに対して支	(管理職員特別勤務手当) 第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務したものに対して支給する。

給する。

2 前項に規定するもののほか、管理職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したものに対して管理職員特別勤務手当を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第27条 第12条から第14条までの規定は、管理職員には適用しない。

2 第5条、第6条、第7条第2項、第8条及び第20条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

3 第5条、第6条、第7条第2項、第8条、第10条及び第20条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(特定の職員についての適用除外)

第27条 第12条から第14条までの規定は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

2 第5条、第6条、第7条第2項、第8条、第10条及び第20条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。